

3 仮換地図（案）等の送付について

昭和51.1.16付 計第614号
関係市町長、関係土地区画整理組合あて
岐阜県土木部都市整備局計画課長通知

貴職におかれましては、常日頃から土地区画整理事業に御尽力をいただいているところでありますが、土地区画整理事務の参考に資するため必要ですので、昭和51年2月1日以降は、下記事項を遵守の上、当該事業を進められたい。

記

1. 仮換地図（案）等の送付について

施行者が仮換地図（案）を作成したときは、総会又は総代会の議を経る30日前までに、各筆換地明細（案）及び各筆各権利別清算金明細（案）とともに、都市整備局計画課長あて、各一部送付すること。なお、各筆換地明細（案）及び各筆各権利別清算金明細（案）を作成しない場合は、仮換地図（案）のみ送付すること。

2. 事業計画書の送付について

組合にあっては組合の設立認可があったとき、市町村及び市町村長にあっては設計の概要の認可があったとき、既に設立認可のあった組合並びに設計の概要の認可のあった市町村及び市町村長にあっては、直ちに事業計画書（設計説明書、設計図及び資金計画書をいう。以下同じ。）を都市整備局計画課長あて5部送付すること。また、事業計画書を変更したときも同様とする。